

令和3年第3回東広島市議会定例会について

1 会 期

令和3年8月30日（月）から10月4日（月）まで（36日間）

2 一般質問

（1）日 程

令和3年9月7日（火）から9月10日（金）まで

（2）質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり

3 議案等（教育委員会関係）

（1）報告事項

- ア 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- イ 第6次行政改革実施計画令和2年度進捗状況（教育委員会関係分）について
- ウ 令和2年度指定管理者モニタリング・評価結果（教育委員会関係分）について
- エ 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について
- オ 新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

（2）議案

- ア 請負契約の変更について
- イ 東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について
- ウ 附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- エ 令和3年度東広島市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会関係分）

令和3年第3回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
岡田 育三	1 本市の交通安全施策について (1) 通学路の安全確保について ア 教育委員会で「東広島市通学路交通安全プログラム」に基づいて「東広島市通学路安全推進会議」や「通学路安全検討会議」を実施されているが、コロナ禍の中での最近の実施状況を伺う。	教育総務課	教育長
玉川 雅彦	2 GIGAスクール構想の実現について (1) 学校のICT環境整備状況について ア 今現在での各学校内におけるネットワークの整備や、各自治体等の整備の進捗状況について伺う。 イ 本市において今現在児童生徒1人1台のタブレットの普及はほぼ達成出来ていると思うが、児童生徒各々家庭でのネット環境の違いがあると思われる。市として子どもたちへのネット環境づくりについてどのように考えているのか伺う。	教育総務課	教育長
中川 修	2 コロナ禍における児童生徒の安全について (1) 市内小中学校での新型コロナウイルス感染症の検査体制について ア 感染拡大を防止するためには、学校での検査体制を構築する必要があると思うが、所見を伺う。	学事課	学校教育部長
加根 佳基	1 通学路の総点検・調査の実施について (1) 通学路の総点検・調査の実施について ア 総点検・調査を踏まえた危険箇所の整備の進捗状況と周知について伺う。 イ 点検結果が出てすぐに対応ができない通学路では、どのような対策を考えているのか伺う。併せて通学時間帯における交通誘導員の導入と交通規制に対する市の考えについて伺う。 ウ 学校における登下校の指導及び情報把握についてはどのようにしておられるのか伺う。通学路の安全に関する助言を自治体を行う専門家「通学路安全対策アドバイザー」の活用について現在はどうなっているのか？	教育総務課	教育長
	(2) ランドセル・通学カバン等の荷物の軽減について ア ランドセル・水筒・雨天には傘・通学カバン等の荷物が非常に重く、手提げカバン等で両手がふさがれて登下校している。現状、健康面、防犯上の安全の観点からも心配の声がある。荷物を少なくすべきではないか。 イ 自転車通学の生徒については、自転車に多く載せない！！荷物は2個まで！！などのルールを決めればよいと思うが、見解を伺う。	指導課	教育長
	3 小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について (1) 小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について ア 児童生徒の感染原因について伺う。 イ その感染対策について伺う。	学事課	学校教育部長
田坂 武文	1 公共施設の適正管理について (1) 市が管理する施設に設置されている石碑の安全性について ア 小中学校に設置されている石碑について	教育総務課	学校教育部長
片山 貴志	1 持続可能な学校運営について (1) 小中学校の長寿命化・増改築について ア 小中学校の長寿命化・増改築についての計画を伺う。 イ 現状に合わせた機能のためのリフレッシュ改修やレベルアップ改修そして環境に配慮した改修等、様々な改修の選択肢があると思うが、今後どのような改善改修に重きを置き施工していくのか。 ウ 長寿命化や大規模修繕改良などの計画には専門性が必要である。教育委員会において様々な分野の専門的な知見を持つ人材が必要であると思うが、現状について伺う。 エ 市全体の大規模修繕改良工事には、多額の費用が必要と思われるが、今後の計画についてどう考えているのか伺う。	教育総務課	学校教育部長
	(2) 小中学校の教員の不足について ア 教員志望者の減少理由と対策について伺う。 イ デジタル化によるICT教育により、教員のスキルアップも求められている中で、教員の採用も多様化していくべきだと考えるが、本市の考えを伺う。 ウ 県教委に対し教員配置や採用についてどのような要望をしていくのか伺う。	学事課	教育長
重光 秋治	1 SDGsについて (2) ディスレクシアについて ア 本市におけるディスレクシアの状況について伺う。 イ ディスレクシアの方に行政はどのような支援ができるのか伺う。	健康福祉部 指導課	健康福祉部長

質問者	質問項目	担当	答弁者
奥谷 求	<p>2 歴史・文化の次世代への継承 (1) 東広島市史の編さんについて ア 本市は令和6年に市制施行50周年を迎えるにあたり、東広島市史の編さんを記念碑的事業と位置付け、まずは近現代史の発行を目指しているが、本年度の取り組みの基本方針、基本計画の策定などは、どのようなタイムスケジュールを描いているのか、又、有識者からの意見聴取は具体的にどのように進めようとしているのか見解を伺う。</p>	文化課	市長
	<p>イ 東広島市史編さんには、必要な資料が多岐にわたっており、事業予定期間は令和3年度から令和12年度と設定され、膨大な時間を要すると想定されているが、本年度の検討事項である事業推進体制はどのように考えているのか方向性を伺う。 ウ 本市には東広島郷土史研究会などの民間団体や、地元における歴史再発見などをテーマとした地域史を作成されている住民自治協議会や、歴史愛好家グループなどが存在しているが、執行部としてどの程度把握されているのか。又、それら団体等に協力依頼などどのようにアプローチされようとしているのか見解を伺う。 エ 東広島市史は、編さん作業が終了し、刊行する事でこの事業が終了するわけではないと思われるが、未来の自治体史編さん事業まで見据えて、地域史研究を組織的あるいは人的に継続させる事が重要だと考えるが、これに対する認識と、事業継続や後継事業を展開しようとした時、何が必要だと思うか、見解を伺う。 オ 東広島市史の活用について、基本的な歴史資料になる事はもとより、簡易で分かりやすい小冊子を作成し、小・中学校の授業にも使用するとの方針であるが、より親しみやすいコミック本を制作することは考えられないか。手軽にまちを知ること、郷土愛を育み、観光PRにも役立つと思うが、本市の見解を伺う。</p>	文化課	生涯学習部長
池田 隆興	<p>2 公共施設の維持管理について (1) 安心・安全で快適な施設の整備について ア 市民の皆さんが安心・安全で快適に利用できる施設の整備について、施設内の空調設備・防火設備・トイレ等の改修や又、屋外施設の広場やグラウンドへの屋根付きの休憩所などの設置等について伺う。</p>	財務部 スポーツ振興課	財務部長

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 岡田議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 1 本市の交通安全施策について

（1）通学路の安全確保について

ア 教育委員会で「東広島市通学路交通安全プログラム」に基づいて「東広島市通学路安全推進会議」や「通学路安全検討会議」を実施されているが、コロナ禍の中での最近の実施状況を伺う。

■質問要旨

令和3年6月28日、千葉県八街（やちまた）市で飲酒運転のトラックが下校中の小学校の児童をはね、5人が死傷した痛ましい交通事故があった。本市でも平成28年7月に郷田小の児童が下校中の交通事故により亡くなっているが、再発防止等のような取り組みをされているのか。

ア 教育委員会で「東広島市通学路交通安全プログラム」に基づいて「東広島市通学路安全推進会議」や「通学路安全検討会議」を実施されているが、コロナ禍の中での最近の実施状況を伺う。

●答弁

本市におきましては、教育委員会を事務局とし、学校関係者、交通管理者、並びに道路管理者等の関係機関で組織する「東広島市通学路安全推進会議」において、通学路の安全確保を図っているところでございます。

この「東広島市通学路安全推進会議」では、毎年、年度当初に各小中学校等から提出された通学路の改善要望に対しまして、安全対策の検討や合同点検を実施する箇所抽出を行い、それぞれの対応状況を「通学路の安全対策一覧表」として年度末に公表しております。

今年度は、千葉県八街市の事故の報道を受け、例年より一か月早い、7月7日に同会議を催し、各学校からの改善要望66件について確認し、改善案を検討しているところです。関係機関が連携して対策を講じる必要がある箇所につきましては、9月を目途に合同点検を予定しております。

次に、「通学路安全検討会議」でございますが、この会議は、学校関係者が、直接、通学路の改善要望等を各管理者等に対して行う場でございます。

本年度は、8月30日及び31日の2日間を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面協議を取止め、書面協議に変更したところでございます。

なお、年度当初に限らず、要望は随時受け付けており、改善が必要と思われる箇所につきましては、その都度、各管理者等に対しまして、早急な対応を依頼してまいります。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 玉川議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 2 G I G Aスクール構想の実現について

（1）学校の I C T 環境整備状況について

- ア 市内全学校におけるネットワーク環境の整備や、各地域のネットワーク環境の整備の進捗状況について伺う。
イ 市として子どもたちへのネット環境づくりについてどの様に考えているのか伺う。

■質問要旨

Society5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育 I C T の効果的な活用が求められる一方で、学校の I C T 環境整備が遅れており、自治体間格差も大きいことから、一人一台端末及び高速大容量ネットワークの一体的な整備や I C T 機器の利活用を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現させることを趣旨として、文部科学省から示された。

ア 市内全学校におけるネットワーク環境の整備や、各地域のネットワーク環境の整備の進捗状況について伺う。

イ 本市において今現在児童生徒 1 人 1 台のタブレットの普及は、ほぼ達成出来ていると思うが、児童生徒各々家庭でのネット環境の違いがあると思われる。市として子どもたちへのネット環境づくりについてどの様に考えているのか伺う。

●答弁

まず、「市内全学校におけるネットワークの整備について」でございますが、本市では文部科学省が提示した「GIGA スクール構想の実現 標準仕様書」に基づき、学校内をつなぐ校内 LAN と学校と外部をつなぐインターネット回線について整備を進めており、児童生徒 1 人一台のタブレットを配付した本年 1 月から、授業等でインターネットを活用しておりますが、学校におけるインターネット使用の特徴である一斉同時接続をした場合には、大規模校においては接続しにくい状況が見られるため、現在、その原因と考えられるインターネット回線を増強するとともに、無線アクセスポイントの上位機種への変更や増設で対応しているところでございます。これにより、全体の人数に対して一度に接続できる人数の割合を表す同時接続率が向上するなどの改善を見込んでおります。

次に、「各地域のネットワーク環境の整備の進捗状況」でございます。

東広島市におけるネットワーク環境につきまして、民間通信事業者のサービスや本市が提供する情報通信基盤整備事業により、ほとんどの地域で光回線が整備されておりますが、西条町三永地域や河内町入野など、一部の地域で光回線が整備されていない地域がございます。

これらの地域につきましては、令和 3 年度中に、市内全エリアへの光回線整備を完了する予定でございます。

次に、「子どもたちへのネットワーク環境づくりについて」でございます。本市において児童生徒に配付しておりますタブレット端末のインターネットへの接続は Wi-Fi で接続することとしており、そのため家庭で使用する場合は家庭の Wi-Fi 環境に依存することになります。一部、就学援助家庭等において Wi-Fi 環境が整っていない場合は、希望する家庭にモバイルルーターの貸与を行うことで、家庭でのインターネットを活用した学習ができるよう対応しているところでございます。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

- 質問者 中川議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 2 コロナ禍における児童生徒の安全について
(1) 市内小中学校での新型コロナウイルス感染症の検査体制について
ア 感染拡大を防止するためには、学校での検査体制を構築する必要があると思うが、所見を問う。

■質問要旨

東広島市も新型コロナウイルス感染者が急増し、広島県も8月27日から緊急事態宣言が発令される。小中学校においては夏休みも明け、授業が再開されるが感染拡大防止策が必要と考える。

ア 感染拡大を防止するためには、学校での検査体制を構築する必要があると思うが、所見を問う。

直近の感染状況を見ると、ワクチン接種が進んでいない若年層の感染が広がっており、本市では、学校での対応と家庭での対応を示している。広島県新型コロナウイルス感染症対策専門員会議の提言で、「迅速に検査を受検する体制などを構築し安全な勤務環境を維持するための方策の検討が必要である」とあり、感染拡大を防止するためには、学校での検査体制を構築する必要があると思うが、市の所見を問う。

●答弁

この度、文部科学省から、各小中学校等に対して、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キットが配付されることとなりました。

本検査キットは、登校後または出勤後に発熱等の症状が現れた際に、医療機関を直ちに受診できない場合等に使用することが想定されております。

なお、本検査キットを、児童生徒に使用する場合は、小学校4年生以上の児童生徒を対象に、本人及び保護者の同意を得て、直ちに医療機関を受診できない場合等における補完的な対応として使用することは考えられます。ただし、学校におきまして、本検査キットを活用する際には、飛沫が飛ばないための感染対策や陽性が判明した際の対応、検査を受検する児童生徒のプライバシー等に配慮した検査実施体制を構築する必要があります。

したがって、登校後、体調の不良を訴えた場合には、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診することを基本としております。

今後、感染拡大防止を図るための本キットの活用については、医療機関及び保健所と連携しながら、対応のフローやその他の課題について整理した上で、実施したいと考えております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者
■質問事項

加根議員

■担当

学校教育部

1 通学路の総点検・調査の実施について

（1）通学路の総点検・調査の実施について

- ア 総点検・調査を踏まえた危険箇所の整備の進捗状況と周知について伺う。
- イ 点検結果が出てすぐに対応ができない通学路では、どのような対策を考えているか伺う。併せて通学時間帯における交通誘導員の導入と交通規制に対する市の考えについて伺う。
- ウ 学校における登下校の指導及び情報把握についてはどのようにしておられるのか伺う。通学路の安全に関する助言を自治体に行う専門家「通学路安全対策アドバイザー」の活用について現在は入られているのか？併せて伺う。

■質問要旨

千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生した。現場にガードレールや路側帯等も無かった。この事故を受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は、全国公立小学校約1万9000校の通学路を対象とした合同点検を行うと発表している。その進捗状況を伺う。また、点検結果が出てすぐに対策対応できない通学路では、車の最高速度の規制や或いは登下校の時間帯だけは一方通行にするなど、その実情にあった対策が求められる。対応できない通学路についてはどのような対策を考えているのか伺う。

ア 総点検・調査を踏まえた危険箇所の整備の進捗状況と周知について伺う。

通学路の合同点検の実施要領においては、できる限り地域住民等の意見を得るものとし、必要に応じて学校から自治会の協力を得て行い、点検完了後は、学校、道路管理者および地元警察署で協議の上、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出するとある。さらに、その危険箇所や対策必要箇所については、具体的な対策の予定の有無に関わらず、可能な限り幅広く、各市区町村のホームページ等に公表することが望ましいとある。そこで、この対策必要箇所や具体的な対策内容といった進捗状況について伺う。

併せて、その周知について、市の状況を伺う。

イ すぐに対応できない通学路では、どのような対策を考えているか伺う。

点検結果が出てもすぐに対応ができない通学路に対し、どのような対策を考えているのか、市の考えを伺う。

また、通学時間帯における交通誘導員の導入について、現在は23人の交通誘導員がおり、もっと導入する必要があると考えるが、市の見解を伺う。

併せて、すぐに対応ができない通学路では、車の最高速度の規制や登下校の時間帯だけ一方通行にするなど、その実情にあった対策が求められると考えるが、市の見解を伺う。

ウ 学校における登下校の指導及び情報把握についてはどのようにしておられるのか伺う。通学路の安全に関する助言を自治体に行う専門家「通学路安全対策アドバイザー」の活用について現在は入られているのか？併せて伺う。

●答弁

通学路の安全確保につきましては、千葉県八街市の事故を受けまして、文部科学省、国土交通省及び警察庁から、3省庁が連携して対応策を検討した「通学路における合同点検等実施要領」が示されております。

この実施要領では、合同点検の実施体制は、各市で構築している推進体制の活用を基本とすること、学校による危険箇所のリストアップは、保護者や自治会等の協力を得てリストアップすること、合同点検の実施及び対策箇所の抽出は9月末を目途に行うこと、対策案の検討・作成は10月末を目途に行うことなどが示されており、現在、この実施要領に沿って対策を進めているところでございます。

はじめに、対策必要箇所と具体的対策の進捗状況でございますが、通学路における危険箇所につきましては、毎年4月に各学校において、保護者や住民自治協議会等による通学路の危険箇所の調査結果を、各学校の改善要望として教育委員会で取りまとめ、「東広島市通学路安全推進会議」において、改善案を検討しております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

今年度においては、同会議を7月に開催し、改善要望66件に対して協議したところでございます。

これにより、関係機関が連携して対策を講じる必要がある箇所につきましては、9月を目途に合同点検を実施することとし、改善対策の結果につきましては、要望のありました学校に対応結果を知らせるとともに、「通学路の安全対策一覧表」としてホームページに公表いたします。

次に、「点検結果が出てすぐに対応ができない通学路について」でございますが、要望箇所については、用地買収が必要で地域との調整が必要なもの、抜本的な道路改良が必要なもの、法的に設置ができないものなど、すぐに対応できない箇所もございます。

このような箇所については、学校とPTAで情報共有し、学校安全ボランティア・保護者と連携して、通学路に出て誘導を行うなど、児童生徒の安全を確保しております。

次に、通学時間帯における交通誘導員・指導員の交通規制に対する市の考えについてでございますが、東広島市交通指導員は、通学時における児童の通行の安全確保のほか、市民に対する交通安全に関する知識の普及・啓発を図ることなどを目的に、小学校区に1人を目安にして任用しております。

しかしながら、現在のところ全ての小学校区へ配置ができていない状況にありますことから、継続して、広報紙やホームページ等で募集を行っているところでございます。

次に、最高速度や一方通行などの「規制」についてでございますが、交通規制につきましては、警察の管轄となりますことから、東広島警察署と連携・協議し、交通事故防止対策を講じてまいります。

次に、「学校における登下校の指導及び情報把握」でございますが、学校における交通安全に関する指導は、体育科や保健体育科といった教科等の学習において、発達段階に応じて指導を行っております。

また、交通安全の問題をより自分たちの生活と関連付けて考えさせるために、小学校においては「安全マップ」の作成、中学校においては身の回りに潜む「危険箇所調査」を学習に位置付けている学校もみられます。

児童生徒に対する登下校の指導に関しては、登下校中の交通安全確保のため、児童生徒自らが確実に交通ルールを遵守すること、周囲の状況に注意して通行することを指導しています。

危険箇所の情報把握につきましては、先ほど申しましたとおり、保護者や地域の関係団体等と連携して情報把握を行っており、こうした情報は各小学校の教職員間で情報共有するとともに、児童生徒に危険な箇所として気を付けるよう周知しております。

なお、通学路安全対策アドバイザーの活用につきましては、これまでも実績はございません。

今後も引き続き、各学校に対しては、児童生徒や保護者及び住民自治協議会等の協力を得て、通学路における危険箇所のリストアップを依頼するとともに、交通管理者、道路管理者等の関係機関との連携を密にして、児童生徒が安全に、そして安心して通学できるよう取り組んで参ります。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 加根議員 ■担当 学校教育部
■質問事項

1 通学路の総点検・調査の実施について

（2）ランドセル・通学カバン等の荷物の軽減について

ア ランドセル・水筒・雨天には傘・通学カバン等の荷物が非常に重く、手提げカバン等で両手がふさがれて登下校している。現状、健康面、防犯上の安全の観点からも心配の声がある。荷物を少なくすべきではないか。伺う。

イ 自転車通学の生徒については、自転車に多く載せない！！荷物は2個まで！！などのルールを決めればよいと思うが、ご見解を伺う。

■質問要旨

小中学生の年齢・体重に適した荷物の量にすることが必要と考える。これまでも検討をされていたと思うが、現状は変わっていないのではと思う。したがって学校側の指導だけではなかなか難しいのではと考える。現状はどうか？ランドセル・通学カバン等の荷物の軽減について伺う。

ア ランドセル・水筒・雨天には傘・通学カバン等の荷物が非常に重く、手提げカバン等で両手がふさがれて登下校している。現状、健康面、防犯上の安全の観点からも心配の声がある。荷物を少なくすべきではないか。伺う。

イ 自転車通学の生徒については、自転車に多く載せない！！荷物は2個まで！！などのルールを決めればよいと思うが、ご見解を伺う。

●答弁

平成30年9月6日に、文部科学省より「児童生徒の携行品に係る配慮について」という事務連絡が発出されております。その中で、「児童生徒の携行品の重さや量への配慮については、従来から様々な取組を行っていただいているところであるが、授業で用いる教科書やその他教材、学用品や体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられている」と示されました。

かつては、多くの携行品を児童生徒に持ち帰らせるという実態がありましたが、ここ数年、携行品を学校に置いて帰らせるという傾向があります。しかし、それでも、携行品の総重量が重いという実態があり、その要因の一つとしては、教科書が大型になっているということが挙げられます。

このため、さらなる改善の必要があると捉えております。

また、児童生徒の健康面や防犯上の安全の観点から見たときには、まだまだ心配な面も伺えます。例えば、長期休業日明けには、応募作品等の課題や学習道具を持って登校するため、携行品が多くなる傾向があります。また、現在、児童生徒にタブレット端末を配布していますが、タブレット端末に学習者用デジタル教科書が導入されていないため、このことにより、携行品の大部分が削減されているという状況にはありません。

教育委員会といたしましては、携行品の分量が、特定の日に偏らないように計画的に携行させたり、携行品の軽量化に向けて取組を行ったりするなど、改めて、各学校に働きかけを行ってまいります。

次に、「自転車通学の生徒について、荷物制限のルールを決めればよいのではないか」ということについてでございます。

市内の中学校においては、ほぼ全ての学校で、自転車で登下校する際の携行品の扱いについてのルールを決めています。具体的には、「荷物は自転車後方の荷台に固定する。」「自転車前方のかごは使用しない。」といったものです。

教育委員会としても、生徒の安全面の観点から、自転車で登下校する際の携行品の扱いについてのルールは必要であると捉えています。そして、自転車での登下校についても、携行品の軽量化に向けて取組を行うなど、各学校に働きかけを行ってまいります。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

- 質問者 加根議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 3 小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について
(1) 小中学校の新型コロナウイルス感染症対策について
ア 児童生徒の感染原因について伺う。
イ その感染対策について伺う。

■質問要旨

現在、小中学校児童生徒の感染が多く発生している。何が原因となっているのか、またどのような感染対策をされているのか学校側に特化して伺う。

ア 児童生徒の感染原因について伺う。

イ その感染対策について伺う。

●答弁

まず、「児童生徒の感染原因について」でございますが、現在、市立小中学校における児童生徒の感染原因の約8割は、保護者が陽性者となり、児童生徒へ感染する家庭内感染でございます。特に、夏休みになり、県外在住の家族が帰省し、自宅で過ごした後、児童生徒が感染した例が増えております。

なお、現時点では、小中学校内で児童生徒同士の接触が原因で起こった感染例は本市ではございません。

次に、「学校における感染対策について」でございますが、現在、緊急事態宣言中におきましては、学校での滞在時間をできるだけ短くするために、市立の小・中学校は短縮授業を行い、児童生徒は、給食を食べた後、すぐに下校することとしております。

その他に、手洗いの励行をはじめ、三密を避けるために教室内の児童生徒の間隔はできるだけ最低1メートルとする座席配置や、体育科を除く授業での児童生徒のマスク着用等の基本的な感染症対策を徹底しております。

また、給食時にマスクを外す場合は、児童生徒は、一定の方向を向き、黙って給食を食べる「黙食」の指導を徹底しております。

さらに、感染拡大防止の効果が高い不織布マスクを各小中学校に配布するとともに、学校内での不織布マスクの着用について保護者へ協力をお願いしているところでございます。

児童生徒の感染原因の多い家庭内での感染拡大防止に向けては、市民ポータルサイトを活用し、保護者へ厚生労働省の啓発パンフレット等を配布し、注意喚起をしております。

今後も各学校へ市内の感染状況等を情報提供し、緊張感をもって感染拡大防止に進めてまいります。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 田坂議員 ■担当 学校教育部

■質問事項

- 1 公共施設の適正管理について
(1) 市が管理する施設に設置されている石碑の安全性について
ア 小中学校に設置されている石碑について

■質問要旨

本市が管理する施設の敷地内に多数の石碑が設置されているが、これらの中には、所有者、管理者が不明で、安全性に問題があると思われるものもある。所有者、管理者、安全性を確認するとともに、設置の目的を達成したものなどは廃止するなど、適正に管理する必要がある。

ア 小中学校に設置されている石碑について

原小学校の敷地内にある石碑について、石碑の所有者、管理者の把握はできているのか、また、災害に対する安全性の確認はできているのか、伺う。

また、同校の法面に設置された複数の石碑は、移転が予定されているが、移転予定地が、盛土であることが想定され、安全上大きな問題があると考えられる。これらの石碑は、顕彰内容をご存じの方も随分少なくなり、その役割をほぼ終えているのではないかと考えられるが、このような場合に、住民自治協議会や縁故者など地域住民の意見を聞き、移転なり撤去なりの判断をしてはどうかと考えるが、見解を伺う。

また、学校敷地内の石碑の問題については、平成21年第3回定例会において、管理者が不明等になっている石碑などの所在確認や安全点検を進め、撤去も含めて今後の管理体制の検討を行うとの答弁と、市内小中学校の記念碑の所在と危険な記念碑について、早急に点検・調査を行うとの答弁があったが、現状として、市内の小中学校に設置されている石碑について、その所有者又は管理者、及びその安全性は確認できているのか、伺う。加えて、廃止できたものがあれば、その実績を伺う。

●答弁

原小学校の敷地内にある石碑につきましては、道路を挟みまして西側に慰霊碑が1基、東側のグラウンド内に3基及びその法面に7基の石碑がございます。

西側にある慰霊碑につきましては、原村史によりますと、昭和16年に寄附により原村忠魂碑として建設されたものと記されております。この慰霊碑に関する土砂災害や大規模地震に対する安全性の調査につきましては、現在のところ実施しておりません。

また、東側グラウンドの法面に設置された7基の石碑につきましては、その全ての建立者が原村となっているため本市が引き継いでおり、7基のうちの「佐々木源太郎翁之碑」の1基が、本年度、歩道拡張工事により移転対象となっております。

「佐々木源太郎翁之碑」につきましては、原小学校の建設に尽力された方を顕彰するものであるため、原小学校敷地内に移転することがふさわしいと思われ、今後、その移転方針及び安全対策について、原自治協議会、縁故者及び地域住民の方々とは協議してまいりたいと考えております。

この他の市内の小中学校に設置されている石碑についてでございますが、平成21年と平成30年に調査をしており、現時点で閉校した学校を除く小学校に136基、中学校に48基、合計184基の石碑があることを把握しております。

所有者や管理者につきましては卒業生、PTA、合併前の町村など様々ですが、不明となっているものも多くございます。

それらの安全性につきましては、普段、児童生徒が接する可能性がある石碑のうち、転倒した際に危険があると判断した石碑については、児童生徒が立ち入ることが出来ないようにフェンスを設置しており、その箇所数は小学校19箇所、中学校13箇所の合計32箇所となっております。

なお、石碑等を廃止した実績はございません。

今後、学校敷地内にある石碑につきましては、地震等を考慮した安全対策を行うとともに、学校、地

答弁内容（令和3年第3回定例会）

域と協議をしながら、地域の歴史を児童生徒が学習できるものとして活かすことを念頭に、個別に対応を進めてまいりたいと考えております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 片山議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 1 持続可能な学校運営について

（1）小中学校の長寿命化・増改築について

- ア 小中学校の長寿命化・増改築についての計画を問う。
- イ 現状に合わせた機能のためのリフレッシュ改修やレベルアップ改修そして環境に配慮した改修等、様々な改修の選択肢があると考えるが、今後どのような改善改修に重きを置き施工していくのか問う。
- ウ 長寿命化や大規模修繕改良などの計画には専門性が必要である。教育委員会において様々な分野の専門的な知見を持つ人材が必要であると思うが、現状について問う。
- エ 市全体の大規模修繕改良工事には多額の費用が必要と思われるが、今後の計画についてどう考えているのか問う。

■質問要旨

小中学校の統合などにある程度目途が付き、今後既存の小中学校の大規模改修の必要性があると考えられる。生徒数増大によるプレハブ校舎等多数存在もしている。

ア 小中学校の長寿命化・増改築についての計画を問う。

本市の小中学校は、建築後30年以上経過する校舎が50%以上あると聞いており、今後、長寿命化や増改築等を計画的に行う必要があると思われるが、優先順位等を含めてどのような計画を立てているのか、伺う。

イ 現状に合わせた機能のためのリフレッシュ改修やレベルアップ改修そして環境に配慮した改修等、様々な改修の選択肢があると考えるが、今後どのような改善改修に重きを置き施工していくのか問う。

現在の小中学校は、建物等の劣化が進んでおり、現状を踏まえた機能更新のための改修が必要である。また、新しい生活様式や身体が不自由な生徒たちのための改修、防災など機能向上を図る改修、カーボンニュートラルにつながるような、環境に配慮した改修なども必要だと考えるが、今後どのような改善・改修に重きを置いて施工していくのか、伺う。

ウ 長寿命化や大規模修繕改良などの計画には専門性が必要である。教育委員会において様々な分野の専門的な知見を持つ人材が必要であると思うが、現状について問う。

長寿命化や大規模改修などの計画を推進するためには、教育委員会にも、専門性を有する人材が必要と考えるが、現状そのような人材は足りているのか。また、他部署や他組織と、どのような連携をとり、計画を推進していくのか、現状と今後の取組みについて伺う。

エ 市全体の大規模修繕改良工事には多額の費用が必要と思われるが、今後の計画についてどう考えているのか問う。

本市の多くの小中学校では校舎が老朽化しており、それに対応するための大規模な修繕や改良工事には、多額の費用が必要になるとと思われる。文科省の補助メニューなども最大限活用すべきと思うが、今後の計画についてどのように考えているのか、伺う。

●答弁

はじめに、小中学校の長寿命化・増改築の計画につきましては、「第二次東広島市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として、学校施設の健全性の評価を行い、良好な教育環境を維持するための中長期的な整備計画となる「東広島市学校施設長寿命化計画」を昨年度策定しました。

この計画期間は、令和4年度から令和43年度までの40年間として、各学校施設の建築年数と建物の老朽状況に応じた「総合劣化度」を基に、学校区内の児童生徒の推移や地域環境の変化などを総合的に勘案して優先順位を毎年更新していくこととしております。

本市におきましては、建築後30年を経過している学校施設が58%となっており、今後劣化が加速する懸念があることから、本年度、この長寿命化計画に基づく最初の工事の対象校として、築年数の多い、東西条小学校と西条中学校の2校の設計に取り掛かったところでございます。

工事にあたっては、建物の耐久性を高めるため劣化した構造躯体の回復、耐久性に優れた材料等への取替といった改修に加え、将来の児童生徒数及び35人学級の動向を踏まえ、稼働する壁の設置や少人

答弁内容（令和3年第3回定例会）

数指導など、多様な学習内容や学習形態への対応、並びに、照明、冷暖房などのエネルギー消費の低減といったカーボンニュートラルにも取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染対策として、学校の新しい生活様式を踏まえるとともに、GIGAスクール、バリアフリー化といった社会の要請にも対応してまいります。

更には地震等の災害時には避難所としても重要な役割を担っていることから、こうした視点も含めまして、改善・改修を進めていくこととしております。

次に、専門的な知見を持つ人材の必要性についてでございますが、学校施設の長寿命化や大規模改造については、建築のほかに機械・電気設備、さらにはグラウンド造成や外構などの土木の専門性の知見も必要となっております。

現在、学校教育部に配属している2人の建築技師系職員が中心となって対応しておりますが、長寿命化は新たな取組でもあり、事業規模や事業費、長期的な事業スケジュール等を考えますと、これまで以上に関係部局の協力を得ながら対応していかなければならないと考えております。

次に、多額の費用が必要と思われるが、今後の事業計画についてどう考えるかでございますが、学校施設につきましては、事後保全から予防保全への転換を促し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストを縮減することが求められております。

このため、議員ご指摘のとおり、長寿命化に対する国の学校施設環境改善交付金や地方債等を最大限活用して、学校施設のライフサイクルコストの削減、財政負担の軽減及び年度間の平準化を図りつつ、児童生徒の学習意欲を向上させるとともに健康に配慮した、安心・安全で質の高い教育環境を整備してまいります。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者
■質問事項

片山議員

■担当

学校教育部

1 持続可能な学校運営について

（2）小中学校の教員の不足について

ア 教員志望者の減少理由と対策について問う。

イ デジタル化によるICT教育により、教員のスキルアップも求められている中で、教員の採用も多様化していくべきだと考えるが、本市の考えを問う。

ウ 県教委に対し教員配置や採用についてどのような要望をしているのか問う。

■質問要旨

一昔前、学校の先生は憧れの職業であった。しかし、現在はストレスの溜まる過酷な職業と捉えられている面があり、教員志望者の減少や教員不足も起きている。

ア 教員志望者の減少理由と対策について問う。

広島県の小学校教員採用試験では、平成29年度から令和3年度にかけて、公募数はほぼ変化がない中、受験者数が約25%減少している。なぜこのように教員志望者が減少しているのか。また、減少による対策をどのように考えているのか、伺う。

イ デジタル化によるICT教育により、教員のスキルアップも求められている中で、教員の採用も多様化していくべきだと考えるが、本市の考えを問う。

GIGAスクールなどデジタル化によるICT教育の推進等のため、教員のスキルアップも求められており、様々な専門性が必要となってくる中で、教員の負担を減らすためにも、分業制にシフトしていくことも必要だと思われる。

本市でもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置や大学との連携、そして外部人材の活用など分業制が進みつつあると感じており、今後、様々な分野に特化した適材適所での採用等、教員の採用を多様化していくべきであると考えているが、市の見解を伺う。

ウ 県教委に対し教員配置や採用についてどのような要望をしているのか問う。

教員の採用や配置は、県教委の業務であり、本市には権限が無いことは承知しているが、子供たちの未来のために議論していくことは大切であり、県教委や県会議員も含めて議論していく必要があるのではと感じている。

教員配置、採用及び予算確保について、県教委に対し、今後どのような要望を行っていくのか、また、現在どのような要望を行っているのか、伺う。

●答弁

まず、「教員志望者の減少理由と対策について」でございますが、議員ご指摘のとおり、全国的に教員志望者の倍率は低下しております。本県の公立学校教員採用候補者選考試験においても同様の傾向があり、平成29年度には、小学校は2.1倍、中学校は5.8倍の倍率でございましたが、今年度は、小学校が1.7倍、中学校が2.8倍となっております。このように、教員志望者が減少している理由につきましては、長時間勤務や保護者の要望の多様化等により、教員への負担が増大していると受け止められていることが主な原因と考えられます。そのため、現在の職場環境を継続的に改善していく必要がございます。

令和元年5月に市内小中学校教職員を対象として実施いたしましたアンケート調査では、負担感・多忙感を感じる業務として、成績事務処理や給食費等会計事務、調査・報告等の書類作成、保護者・PTA対応等が挙げられております。このことを踏まえ、本市といたしましては、教員の長時間勤務を低減する対策として、働き方改革に取り組んでいるところでございます。例えば、校務支援システムの活用、給食費公会計化、市民ポータルサイトの活用による保護者への連絡事務の負担軽減等を図り、年平均の時間外勤務が月80時間以上の教職員をゼロにすることを目指して取り組んでおります。さらに、中学校の部活動指導の在り方についても、外部有識者による検討委員会を開催し、今後どのように取り組んでいくべきかを協議しているところでございます。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

次に「教員採用の多様化について」でございます。議員ご指摘の通り、デジタル化による ICT 教育やプログラミング教育、小学校における外国語科が進められる中、教員には様々な専門性が求められており、より専門的・系統的な指導が求められる中、教員の負担を軽減するためにも、これらの指導に対応できる人材の確保が急務となっております。そのためには、専門的な知識を有する実務経験者等の人材の採用も視野に入れて考えなければならないと認識しております。

しかしながら、現在の教員採用におきましては、教員免許状を所持していない方を小中学校の教諭として任用する仕組みは確立されていないため、当面は、GIGA スクールサポーターや理科観察実験アシスタント、特別非常勤講師等の外部講師等、各分野に特化した人員を配置・派遣しているところでございます。

今後、より専門的な指導を専門性の高い教員が担うことができるようにするために、小中学校における様々な分野に特化した人材の採用等、教員採用の多様化について県教育委員会へ要望してまいります。

次に「教員配置や採用、予算確保に係る県教委への要望の状況について」でございます。

本市におきましては、過去に教員を必要数確保できなかったという状況が生じたことから、広島県都市教育長会等を通して、県教育委員会に、安定的な教員採用数の確保などについて、東広島市として要望した結果、昨年度及び今年度当初においては、市内小中学校において必要数の教員を確保することができております。

しかしながら、年度途中の病休や産休の代員として任用する臨時職員が常態的に不足しており、小学校では、本来、理科や音楽などの教科において専門的な指導を行う専科の教員を学級担任としたり、中学校では、非常勤講師を措置したりするなどして、必要な授業時数の確保に努めております。

また、ここ数年、教員の早期退職者数が増加しており、毎年、欠員補充のための人材の確保は困難を極めております。特に、20～30代の教員の早期退職が目立っており、新規採用後4年経過者の市外異動への不安や、広島市及び他県の教員採用試験を受験する等の理由から、令和元年度末に11名、令和2年度末に9名の20～30代の教員の早期退職がございました。今年度末の早期退職予定についても、既に学校から複数件の報告を受けており、引き続き、厳しい状況が見込まれております。

今後も引き続き、県教育委員会に対して、こうした実情をしっかりと伝える中で、新規採用後4年経過者の市外異動の見直し等、中長期的な視野で適正な教員採用及び配置を行うことを、強く要望してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

- 質問者 重光議員 ■担当 健康福祉部、学校教育部
- 質問事項 1 SDGsについて
(2) ディスレクシアについて
ア 本市におけるディスレクシアの状況について伺う。
イ ディスレクシアの方に行政はどのような支援ができるか伺う。

■質問要旨

日本では約5%の人がディスレクシアであると言われているが、SDGsの目標のひとつである「質の高い教育をみんなに」をもたらすためディスレクシアを正しく理解することが必要であり、どのような支援ができるか検討すべきと考えられる。

ア 本市におけるディスレクシアの状況について伺う。

日本では約5%の人がディスレクシアに該当するといわれているが、「障害者」として認定されないため、支援の手が届いていない現状がある。

本市においてディスレクシアはどのような実態があり、どのように認識しているのか、市の見解を伺う。

イ ディスレクシアの方に行政はどのような支援ができるか伺う。

ディスレクシアの方への支援は、NPO法人等に委ねられている現状があるが、行政としての支援はどうなっているのか。特にSDGsを掲げる本市は、全国に先駆けて支援することが必要だと考えるが、行政の支援状況について、市の見解を伺う。

●答弁

ディスレクシアを含む学習障害は、発達障害に含まれ、精神障害者保健福祉手帳の対象となる場合があります。

本市において、この手帳の交付者数は、3月末時点で2,033人ですが、そのうち、学習障害と診断され、手帳の交付を受けられている方は、17人でございます。

ディスレクシアは、保護者等の周りの人が症状に気づきにくく、本人自身も他人との違いの認識が難しいため、医療機関への受診につながりにくい状況でございます。そうしたことから、本市におけるディスレクシアの実態は把握できておりません。

次に、この学習障害への行政の支援についてでございますが、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方は、一般的な障害福祉サービスを利用できます。

また、18歳未満の障害児で、医師の診断により支援の必要性が確認できた場合は、放課後等デイサービスなどを利用することも出来ます。

現在、本市において、ディスレクシアに特化した支援はございませんが、東広島市子育て・障害総合支援センター「はあとふる」のコーディネーターが中心となって、保育所巡回や学校巡回を行っており、そうした機会を通じて支援を必要とする人の把握に努めております。

さらに今後は、障害者の課題等について協議する自立支援協議会を活用し、障害福祉サービス支援者、保育や教育関係者等の認識の醸成を行い、保護者への理解促進を図ってまいります。

また、学校現場においては、本市小中学校全ての児童生徒にタブレット端末を貸与しており、このタブレット端末を活用すれば、文字や画像の拡大や文章の読み上げをさせることができ、このことが、ディスレクシアを含む学習障害のある児童生徒への合理的配慮につながります。

現在、大学と連携し、音声教材の適切な普及を行い、一人でも多くの児童生徒の個別最適な学びを実現することができるように取組を進めているところです。

SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」とは、全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するものです。障害の有無にかかわらず、一人一人のニーズに合った指導や支援を行うなど適切な環境づくりを進めることは必要なことと考えております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 奥谷議員 ■担当 生涯学習部

■質問事項 2 歴史・文化の次世代への継承
(1) 東広島市史の編さんについて

■質問要旨

本市は令和6年に市制施行50周年を迎えるにあたり、東広島市史の編さんを記念碑的事業と位置付け、まずは近現代史の発行を目指しているが、本年度の取り組みの基本方針、基本計画の策定などは、どのようなタイムスケジュールを描いているのか、又、有識者からの意見聴取は具体的にどのように進めようとしているのか見解を伺う。

●答弁

私は、「市史」というものは、過去から未来へ連綿と続く時間の流れをつかむ基盤となるものであり、市史を通じて、本市の歴史・文化を学ぶことで、現在を見つめ直し、未来のまちづくりを見通すことができるものであると考えております。

そうした意味で、市全域の歴史や文化は、きちんと後世に伝えていかなければなりません。

この歴史・文化を幅広く的確に把握することを目的とした調査研究は、これまでも様々な形で行っております。

なかでも、平成29年に、歴史・文化を総合的に保存活用することを目的とした、東広島市歴史文化基本構想を策定し、それぞれの時代ごとの歴史文化の特性を整理しながら、市域全体での大きな歴史の流れをまとめております。

市史編さんにおきましては、基本構想で整理された歴史の流れに沿った形で、各時代の詳細につまみして執筆・編集をしまいたいと思います。

早いもので、3年後の令和6年には、市制施行50周年を迎えることとなります。

「東広島市史」の編さんは10年程度の期間を要する大プロジェクトでございますが、この50周年を大きな一つの節目とし、市の記念碑的事業として位置付けまして、まずは、市民の皆様の関心の深い酒造りの歴史や、西条教育などの、本市の近現代史の特性を、明らかにしてまいることとしております。

この事業の推進に際しましては、本年度、本定例会におきまして、有識者や関係団体等による「東広島市史編さん委員会」を附属機関に追加する条例改正案を提案させていただいております。

その委員会の中で有識者等の委員の方々の意見を聴き、基本計画を年度内にまとめ、本格的に事業を推進していく予定としております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 奥谷議員 ■担当 生涯学習部
■質問事項 2 歴史・文化の次世代への継承
(1) 東広島市史の編さんについて

■質問要旨

- イ 東広島市史編さんには、必要な資料が多岐にわたっており、事業予定期間は令和3年度から令和12年度と設定され、膨大な時間を要すると想定されているが、本年度の検討事項である事業推進体制はどのように考えているのか方向性を伺う。
- ウ 本市には東広島郷土史研究会などの民間団体や、地元における歴史再発見などをテーマとした地域史を作成されている住民自治協議会や、歴史愛好家グループなどが存在しているが、執行部としてどの程度把握されているのか。又、それら団体等に協力依頼などどのようにアプローチされようとしているのか見解を伺う。
- エ 東広島市史は、編さん作業が終了し、刊行する事でこの事業が終了するわけではないと思われるが、未来の自治体史編さん事業まで見据えて、地域史研究を組織的あるいは人的に継続させる事が重要だと考えるが、これに対する認識と、事業継続や後継事業を展開しようとした時、何が必要だと思うか、見解を伺う。
- オ 東広島市史の活用について、基本的な歴史資料になる事はもとより、簡易で分かりやすい小冊子を作成し、小・中学校の授業にも使用するとの方針であるが、より親しみやすいコミック本を制作することは考えられないか。手軽にまちを知ることで、郷土愛を育み、観光PRにも役立つと思うが、本市の見解を伺う。

●答弁

まず、「事業の推進体制」でございます。

附属機関の追加を提案させていただいております「東広島市史編さん委員会」は、その基本計画を策定し、資料の収集や調査研究、編さんに係ることを目的とするもので、市史編さんの中核的機能として位置づけを予定しております。

そのため、構成員としましては、歴史学や民俗学などの学術専門家、地元の郷土史研究会、及び行政委員など20人程度とすることを想定しております。

また、編さん委員会の中に専門家による編集部会をつくり、各分野の市史の編集を進めていく予定としております。

なお、原稿の執筆は、必要に応じて、編さん委員だけでなく、各分野の専門家等にも依頼する必要があるものと考えております。

市史編さんの事務局につきましては、生涯学習部に置くこととなりますが、今後、作業がスムーズに進捗するよう、組織の強化について検討してまいります。

次に、「歴史研究団体等との連携」についてでございます。

議員ご指摘のとおり、本市には、郷土史や歴史を調査・研究しておられる団体が多くあり、講演会の開催や冊子の出版など、地道で多彩な活動をされていることを承知しております。

そこで、各地域で熱心に研究されている旧1市5町の郷土史の研究団体の方には、市史編さん委員会の中に加わっていただく予定としているほか、資料収集に際しましては、住民自治協議会や研究会での活動成果につきましても市史の中に反映できるよう、資料提供や聴き取りなどに協力をお願いしてまいります。

次に、「市史編さん後の事業継続体制」についてでございます。

市史編さんが終了しても、毎年、市の歩みは進んでまいります。また、過去の新たな資料が出てくることもありますことから、25年・50年といった一定期間毎に、市史の見直し作業が必要であると認識しております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

市史編さん後、見直しまでの期間におきましては、資料の収集や調査・研究の継続が不可欠であるとともに、そうした作業を担う職員の育成も不可欠であると考えており、市で文化や文書を所管する部門におきまして、対応してまいります。

特に、歴史・文化を総合的に保存活用することを目的とした、「東広島市歴史文化基本構想」に関しましては、今後、その実施計画に位置付けられている「文化財保存活用地域計画」を策定することとしております。

その策定や5年から10年の期間で行うその更新の際に、市史編さんで得られた資料や調査研究の成果を活用するなどし、資源と人的な継続につなげてまいりたいと考えております。

次に、「コミック本の制作」についてでございます。

策定した市史を学校で使用する際に、小冊子を作成するとともに画像などの電子媒体の活用を考えているところでございますが、議員ご指摘のとおり、コミック本やアニメーションにする手法も、多くの方に受け入れていただきやすいものでございますし、観光PRにも活用できるものと思いますので、前向きに検討してまいります。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

■質問者 池田議員 ■担当 財務部、生涯学習部

■質問事項

2 公共施設の維持管理について

(1) 安心・安全で快適な施設の整備について

ア 市民の皆さんが安心・安全で快適に利用できる施設の整備について、施設内の空調設備・防火設備・トイレ等の改修や又、屋外施設の広場やグラウンドへの屋根付きの休憩所などの設置等について伺う。

■質問要旨

- ・ 施設内の空調整備について、整備不良や古い器具で冷暖房が効かないといった声を利用者から聞く。特に避難所へ行くことが多くなっていることもあり、少しでも避難者が快適に過ごせる施設となるよう、早急に点検、整備していただきたいと思うが、市の見解を伺う。
- ・ 防火設備については、点検や査察等で改善や器具の取り換えなどが指摘されても履行されていないところがあると聞く。防火設備の煙感知器・熱感知器や消火設備の消火器の取り換えが必要とされている施設もあるので、早急に点検していただきたいと思うが、市の見解を伺う。
- ・ 保育施設や集会所、研修施設など、特に避難所に指定している施設のトイレの改修について、早急をお願いしたいと考えている。トイレが清潔でなければ、利用者も半減するのではないかと思う。また、和式トイレについては、せめて半分は洋式トイレに改修していただきたいと思うが、市の見解を伺う。
- ・ 屋外施設の広場やグラウンドについて、炎天下での競技の際の休憩場所や急な雨の退避場所として、屋根付きの休憩所を設置してはどうかと考えるが、市の見解を伺う。

●答弁

ご指摘のありました、公共施設の老朽化に対し、長期的な視点をもって、長寿命化などを計画的に行うとともに、現在の施設利用者の満足度を向上させるため、公共施設等総合管理計画を策定しております。

この計画に基づき、各施設の所管部局は、個々の施設の維持修繕・設備改善について、優先順位を定め、計画的に進めていくべきものでございます。

はじめに、各施設、とりわけ公設避難所となっている集会所等の空調設備については、速やかに点検・整備を実施し、利用者の方が快適に利用していただけるよう改善に努めてまいります。

また、公共施設における防火設備につきましては、火災などの災害時に人命に係わる恐れがあるため、日ごろから点検・整備することで、正常に稼働する状態を維持する必要があります。消防署の指摘が改善されないことは、あってはならないことと考えておりますが、不備がある場合には、消防署と連携を図り、早急に対応してまいります。

次に、トイレの洋式化・バリアフリー化につきましては、早急に対処すべき課題と認識しております。保育施設では、早期に大規模改修や民営化を実施しない12施設について、令和4年度に半数の施設において改修し、残り半数については令和5年度に実施する計画としております。集会施設につきましては、地域に改修をお願いする場合もございますが、その場合は発生する費用の半額を補助する制度を設けております。地域センターにおいては、和式トイレのみという状況は解消しております。更なる洋式化につきましては、大規模改修時に行う計画としておりますが、少し将来となる場合は個別に改修を検討しております。

次に、屋外施設の広場やグラウンドの屋根付き休憩所などにつきまして、近年地球温暖化が進む中、議員ご指摘のとおり、炎天下の中で競技をされる事での熱中症対策は必要であると認識しております。

本市では野球場をはじめ多目的グラウンドなど多岐にわたるスポーツ施設がございますが、その利用の特性や規模に応じて休憩所などの付帯設備の整備を進めております。

答弁内容（令和3年第3回定例会）

ご指摘の施設の休憩所などの整備につきましては、グラウンドの利用形態などを改めて調査し、自由に移動できる簡易テントなどの追加設置も含め、競技に支障のない対応を検討してまいります。